

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町ペット霊園の設置等に関する条例第 10 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町ペット霊園の設置等に関する条例第 9 条、第 10 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町ペット霊園の設置等に関する条例 (改善勧告) 第 9 条 町長は、ペット霊園が第 4 条の設置基準に違反していると認めるときは、当該設置者に対し期限を定め必要な改善を勧告することができる。 (改善命令) 第 10 条 町長は、設置者が前条の勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町ペット霊園の設置等に関する条例第 11 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町ペット霊園の設置等に関する条例第 11 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町ペット霊園の設置等に関する条例 (許可の取消) 第 11 条 町長は、設置者が偽りその他不正な手段により許可を受けていたとき、又は前条の命令に従わないときは、その許可を取り消すことができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用禁止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町ペット霊園の設置等に関する条例第 12 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町ペット霊園の設置等に関する条例第 12 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町ペット霊園の設置等に関する条例 (使用禁止命令)</p> <p>第 12 条 町長は、前条の規定により許可を取り消された者及び第 3 条の許可を受けないでペット霊園を設置等している者に対し、当該ペット霊園の使用禁止を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日